

県北広域振興局長告示第12号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成30年3月16日

県北広域振興局長 八重樫 一 洋

介護予防訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0373100163	社会福祉法人みちのく大 寿会	久慈平荘指定訪問入浴 介護事業所	九戸郡洋野町大野第60地 割41番地8	平成30年3月31日